

省 令

国土交通省令第八十七号

道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十九号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣 片山虎之助
道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条の見出し中「自動車」の下に「及び特定後付装置」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第六十三條の二第二項の国土交通省令で定める特定後付装置は、自動車の装置を輸入することを業とする者が輸入した特定後付装置であつて、外国において本邦に輸出される自動車の装置を製作することを業とする者から特定後付装置を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入した特定後付装置（外国において本邦に輸出される自動車の装置を製作することを業とする者が自ら輸入した特定後付装置を含む）以外のものとする。

第五十一条に次の一項を加える。

2 法第六十三條の三第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号及び第二号に掲げる事項を特定後付装置の使用者、自動車分解整備事業者及び特定後付装置の販売業者に周知させるための措置とする。

第五十一条の二中「法第六十三條の三第三項の報告」を「法第六十三條の三第四項に規定する自動車製作者等の報告」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第六十三條の三第四項に規定する装置製作者等の報告は、改善措置の届出の日から三年間、三月ごとに行うものとする。ただし、

国土交通大臣は、特定後付装置の改善措置の実施状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当該報告の期間を延長し又は短縮することができる。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第二条 国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第二項中「基準不適合自動車」の下に「及び基準不適合特定後付装置」を加える。

（地方運輸局組織規則の一部改正）
第三条 地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第六号中「基準不適合車」を「基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置」に改める。

附 則

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

告 示

防衛庁告示第百三十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成十五年八月四日

防衛庁長官 石破 茂

日 時 平成十五年八月二十日（予備、同月二十一日）〇六〇〇から一八〇〇まで
区 域 豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ケ)の地点と(コ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯三一度四八分一三秒
東経一二度三七分五一秒
(イ) 北緯三一度三六分一三秒
東経一二度三七分五一秒

(ウ) 北緯三一度二六分一三秒
東経一二度五九分五一秒
(エ) 北緯三一度二八分一三秒
東経一二度五九分五一秒

(オ) 北緯三一度四二分一三秒
東経一二度二九分五一秒
(カ) 北緯三一度四八分一三秒
東経一二度二九分五一秒

実施艦 自衛艦二隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

防衛庁告示第百三十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成十五年八月四日

防衛庁長官 石破 茂

日 時 平成十五年八月二十一日・二十二日（予備、同月二十三日）の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで
区 域 沖縄島東方の次の(ア)から(カ)までの四地点を順次結んだ線及び(ケ)の地点と(コ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯二六度二三分一四秒
東経一二度一八分一四秒
(イ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経一二度〇九分五二秒

(ウ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経一二度〇九分五二秒
(エ) 北緯二六度一〇分一五秒
東経一二度五九分五二秒

実施艦 自衛艦三隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛庁告示第百三十六号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成十五年八月四日

防衛庁長官 石破 茂

日 時 平成十五年八月二十一日・二十二日（予備、同月二十三日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区 域 沖縄島南方の次の(ア)から(カ)までの七地点を順次結んだ線及び(ケ)の地点と(コ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯二五度四一分一五秒
東経一二度四八分一三秒
(イ) 北緯二五度四八分一三秒
東経一二度四八分一三秒

(ウ) 北緯二五度四八分一三秒
東経一二度四八分一三秒
(エ) 北緯二五度四八分一三秒
東経一二度四八分一三秒

実施艦 自衛艦三隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

(エ) 北緯二五度四八分一五秒
東経一二度一〇分五二秒
(オ) 北緯二五度四三分二四秒
東経一二度三三分五二秒
(カ) 北緯二五度四一分一五秒
東経一二度四四分五二秒
(キ) 北緯二四度五三分一五秒
東経一二度〇三分五二秒
実施艦 自衛艦三隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

〇防衛庁告示第百三十七号

水上標的に対する射撃爆撃訓練を次のとおり実施する。
平成十五年八月四日

防衛庁長官 石破 茂

期 間 平成十五年八月十八日から平成十五年九月十二日までの間。ただし、日曜日を除く。
区 域 沖縄県東方海面の次の(ア)から(カ)までの四地点を順次連結する線及び(ケ)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間。

(ア) 北緯二七度〇六分一四秒
東経一二度〇九分五二秒
(イ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経一二度〇九分五二秒

(ウ) 北緯二六度九分一五秒
東経一二度一九分五二秒
(エ) 北緯二六度二三分一四秒
東経一二度一九分五二秒

(イ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経一二度〇九分五二秒
(ウ) 北緯二六度九分一五秒
東経一二度一九分五二秒

(エ) 北緯二六度二三分一四秒
東経一二度一九分五二秒
(イ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経一二度〇九分五二秒

訓練時間 〇七〇〇から一九〇〇まで
その他 射撃爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。